証券コード　6571
2018年９月７日

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷二丁目12番24号
キュービーネットホールディングス株式会社
代表取締役社長　北　野　泰　男

第４回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第４回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年９月25日（火曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　2018年９月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前９時）

2. 場　　所　東京都中央区京橋2-2-1　京橋エドグラン22階
TKPガーデンシティPREMIUM京橋　ホール22A

3. 目的事項

報告事項
1. 第４期（2017年７月１日から2018年６月30日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第４期（2017年７月１日から2018年６月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件

第２号議案　取締役７名選任の件

以　上

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.qbnet.jp/）に掲載させていただきます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.qbnet.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のご案内に従って議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける株主様



日　　時　2018年９月26日（水曜日）午前10時

場　　所　東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン22階
TKPガーデンシティPREMIUM京橋　ホール22A

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない株主様

①議決権行使書の郵送による場合



行使期限　2018年９月25日（火曜日）午後５時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付ください。

②電磁的方法（インターネット等）による場合



行使期限　　2018年９月25日（火曜日）午後５時まで

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

パソコン、携帯電話又はスマートフォンから上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「お願い」をご覧のうえ、議決権行使コード及びパスワードをご入力いただき、画面の案内に従い議決権を行使してください。

（２次元コード読取機能付の携帯電話を利用して２次元コードを読み取り、「議決権行使ウェブサイト」にアクセスすることも可能です。）

※「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただく際の電話代等の通信料金とプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますことをご了承ください。

※郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
０１２０－１７３－０２７
受付時間：9:00～21:00

■ 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用について

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記の他当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2017年７月１日から
2018年６月30日まで）

1　企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2017年７月１日から2018年６月30日まで）における日本経済は、堅調な企業収益等を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で世界経済は、米国の新政権による大幅な政策の変更に加え、中東・朝鮮半島情勢の地政学リスクの高まり等、先行き不透明な状況が続きました。

国内における小売・サービス業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、業種・業態を超えた競争の激化及び人材確保の困窮において特に苦しい状況が続いております。理美容業界につきましては、市場全体の縮小傾向は続いているものの、ヘアカット専門店市場はお客様の認知度も高まって、理美容サービスの１つのカテゴリーとして確立しつつあり、競合他社の出店強化等により競争が激化しております。

このような状況の中、当社グループは、「低価格・短時間・高利便性・ヘアカットのみ・予約不要」という５つのお手軽さをお客様に広く享受して頂けるよう、サービスの向上及び店舗拡大に取り組んでまいりました。

具体的施策としては、国内ではヘアカット未経験者及びパートタイムの理美容師を積極的に採用及び育成すること等により、店舗拡大を進めてまいりました。

海外では１号店が好調であるニューヨークに、２店舗目を2018年３月に出店いたしました。ニューヨークでのヘアカットサービスの需要を掘り起こすべく早期店舗展開を図り、当社グループの成長に着実に資するよう進めてまいりました。

新規店舗につきましては、33店舗出店いたしました。主な出店場所は、国内は首都圏を中心に24店舗、海外は香港及び台湾に各３店舗、シンガポールに２店舗、アメリカに１店舗であります。また、駅及びショッピングセンターの改修等により21店舗閉店したことから、当連結会計年度末の店舗数は671店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益は19,287百万円（前連結会計年度比7.3％増）、営業利益は1,641百万円（同9.2％増）、税引前利益は1,560百万円（同10.0％増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,041百万円（同1.8％増）となりました。

なお、当社グループはヘアカット事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度は、新規出店や既存店のリニューアルを主な目的として設備投資を実施し、全体での設備投資の額は860百万円となりました。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度における主な資金調達は、新株予約権の行使に伴う株式発行による203百万円であります。

4. 財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第１期 （2015年６月期）	第２期 （2016年６月期）	第３期 （2017年６月期）	第４期 （2018年６月期） （当連結会計年度）
	（日本基準）	（国際会計基準）	（国際会計基準）	（国際会計基準）
売上高又は売上収益	7,936	16,675	17,971	19,287
営業利益	363	1,416	1,502	1,641
経常利益	181	―	―	―
税金等調整前当期純利益又は税引前利益	159	822	1,417	1,560
当期純損失（△）又は所有者に帰属する当期利益	△45	565	1,023	1,041
１株当たり当期純損失（△）又は基本的１株当たり当期利益（円）	△4.97	47.16	85.27	86.73
総資産又は資産合計	22,376	22,173	23,573	23,555
純資産又は親会社の所有者に帰属する持分	5,967	6,271	7,434	8,695
１株当たり純資産又は１株当たり親会社所有者帰属持分（円）	497.25	522.60	619.53	701.74

（注）1. 第４期より国際会計基準に基づいて連結計算書類を作成しております。また、ご参考として第２期及び第３期の国際会計基準に基づく数値も併せて記載しております。
2. 第１期については国際会計基準に基づく数値が無いため、日本基準に基づく数値を記載しております。なお、第１期は2014年10月10日から2015年６月30日までの変則決算となっております。
3. 当社は、2017年12月14日開催の取締役会の決議により、2018年１月１日付けで普通株式１株を100株に分割しております。第１期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純損失、基本的１株当たり当期利益、１株当たり純資産及び１株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

5. 対処すべき課題

当社グループの属する理美容業界におきましては、国内理美容市場全体としては縮小傾向にありますが、ヘアカット専門店市場は新規参入者の増加によって、お客様の選択肢の幅が広がり、競争が激しくなっております。その上、雇用環境の改善及び少子高齢化の進行によって、他業種を含めた人材確保競争が激化しております。

このような状況を踏まえ、当社グループでは、継続的な成長の実現及び収益力強化のため、安定的な人材の確保及び育成、新規のお客様の獲得、既存のお客様の満足度向上、本部機能の充実等を図っていく方針であります。

具体的施策については、以下のとおりであります。

① 店舗スタッフの安定的な確保及び育成

当社グループでは人材が最も重要な経営資源と捉えており、優秀な人材の確保及び育成が今後の当社グループの成長の実現に必要不可欠と考えております。教育研修施設（※）の質及び量を充実させることにより、ヘアカット未経験者及びヘアカット経験にブランク期間のある者を育成し、店舗へ輩出するシステムの強化を図っております。さらに、優秀な人材が継続して勤務できるよう、働きやすい環境の整備及び安心して働き続けることのできる制度の構築に向けて取り組んでまいります。

※教育研修施設……当社グループでは、ヘアカット未経験者及びヘアカット経験にブランク期間のある者が、ヘアカット及び接客の技術等を習得できる社内ヘアカットスクール「LogiThcut PROFESSIONAL STYLIST SCHOOL」を運営しております。当該施設は、東京、大阪、名古屋及び福岡の４拠点にございます。

② 新規のお客様の獲得

（イ）新規出店の継続

当社グループでは、ヘアカット専門店市場が拡大している中で継続的に成長していくために、新規出店による業容拡大及び収益力強化が重要であると考えております。全国７地域（北海道(札幌)、東北(仙台)、関東(東京・神奈川・埼玉・千葉)、東海(愛知)、関西(大阪・兵庫・京都)、中四国(広島・岡山・香川)、九州(福岡)）を重要出店エリアと位置付け、ドミナント方式（※）による店舗展開を進めてまいります。

※ドミナント方式……特定地域内に集中的に出店する方式のことであります。店舗運営の効率を高めること、また、地域内でのシェアを拡大し競合他社の優位に立つことを目的としております。

（ロ）新業態店舗及び店舗デザイン向上による新規のお客様の獲得

QB HOUSE利用志向の低いお客様層を獲得するために、新たに女性及び美容室を利用している男性をターゲットにした「新業態店舗」としてFaSSを積極的に出店することで、新市場開拓の強化を図ってまいります。また、美容室を利用している男性も入店しやすいQB HOUSEの新しい店舗デザインの出店も進め、新規のお客様の獲得を加速してまいります。

（ハ）海外新市場への積極的な展開

当社グループの継続的な成長及び収益力強化には、アジアを中心とした海外事業の拡大展開が不可欠と認識しております。アジアにおいては、店舗展開しているシンガポール、香港、台湾に留まることなく、積極的に新市場の開拓に取り組んでまいります。進出したばかりの米国市場においては、当社グループのヘアカットレベルの高さを訴求し、認知度を上げつつ規模の拡大に取り組んでまいります。

③　既存のお客様の満足度向上

当社グループでは、国内全店で行われる外部調査事業者の評価結果を継続してモニタリングすること及びその評価結果に含まれるお客様満足度を全店舗スタッフの共通の指標とすることで、スタッフ間の競争によるサービス品質の向上を図っております。それにより、既存のお客様の満足度を向上させ、来店頻度の高いロイヤルカスタマー化につなげてまいります。

④　本部機能の充実

当社グループでは、店舗管理システムにより、多様な情報を収集し、それらを分析することで、店舗運営の効率化を図っております。今後の店舗及び業容の拡大の中で、業務のIT化等による効率化を推進することで、本部機能の強化及び充実を図り続けることが、継続的な成長に必要であると認識しております。また、リスク管理、衛生管理及びコンプライアンス遵守の体制の強化も図ってまいります。

6. 主要な事業内容（2018年６月30日現在）

当社グループは、ヘアカット専門店「QB HOUSE」及び多様なニーズに合わせたブランドである「FaSS」の店舗展開により、ヘアカットサービスを提供しております。

7. 主要な営業所並びに従業員の状況（2018年６月30日現在）

（1）主要な営業所

本店　　東京都渋谷区
大阪支店　　大阪市北区

（2）従業員の状況

①　企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,811名（429名）	142名増（46名増）

（注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及びパートタイマー）は、（）内に外数で記載しております。
2. 当社グループは、「ヘアカット事業」の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
２名（―名）	―（―）	49.8歳	3.1年

（注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及びパートタイマー）は、（）内に外数で記載しております。
2. 当社は持株会社のため、セグメント別の記載を省略しております。

8. 重要な親会社及び子会社の状況

（1）親会社との関係

該当事項はありません。

（2）重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
キュービーネット株式会社	10百万円	100%	ヘアカット事業
QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD.	6百万SGD	100%	アジアにおける海外子会社の統括
QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD.	2百万SGD	100% (100%)	ヘアカット事業
QB House (Hong Kong) Limited	14百万HKD	100% (100%)	ヘアカット事業
台和捷麗有限公司	39百万TWD	100% (100%)	ヘアカット事業
QB HOUSE USA INC.	500千USD	100%	ヘアカット事業

（注）出資比率の（　）内は間接保有を内数で示しております。

（3）特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
キュービーネット株式会社	東京都渋谷区渋谷二丁目12番24号	4,089百万円	5,757百万円

9. 重要な企業結合等

（1）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

（2）他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

（3）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

（4）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

10. 主要な借入先及び借入額（2018年６月30日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	7,277
株式会社みずほ銀行	3,489
株式会社三井住友銀行	1,256

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 48,000,000株

2. 発行済株式の総数 12,392,000株

3. 当事業年度末の株主数 14,964名

4. 上位10名の株主（2018年６月30日現在）

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	987,400	7.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	729,900	5.89
インテグラル２号投資事業有限責任組合	669,300	5.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	609,500	4.91
インテグラル株式会社	592,300	4.77
北野　泰男	392,000	3.16
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	307,513	2.48
NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C CPB30072482276	250,300	2.01
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.380578	213,600	1.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	182,800	1.47

3 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権等の内容の概要

名称	第１回新株予約権（2016年９月29日取締役会決議）
新株予約権の数	3,480個 （注）1
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く）	４名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 348,000株 （注）1
新株予約権の発行価額	新株予約権１個につき735円
新株予約権の行使価額	新株予約権１個につき52,000円 （普通株式１株につき520円） （注）2
新株予約権の行使期間	2017年11月30日から2026年９月29日まで
新株予約権の主な行使条件	（注）3

（注）1. 新株予約権１個当たりの目的となる株式数（以下、「対象株式数」という。）は、100株とする。
ただし、新株予約権の割当日以降に当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じとする。）又は株式併合を行うときは、当該調整の時点で未行使の本新株予約権に関して、次の算式により対象株式数を調整し、これに合わせて本新株予約権の目的である株式の数も調整される。

調整後対象株式数 ＝ 調整前対象株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、当社普通株式以外の株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会の決議により、必要と認める調整を行うものとする。
これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る行使価格の調整を併せて行う場合には、調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

2. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。
調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、割当日以降に、当社がその時点における調整前行使価額を下回る価額で普通株式の発行又は当社が保有する普通株式の処分（ただし、当社の株主のみを割当先として行う場合に限り、当社普通株式の株式無償割当ての場合、合併等により新株を発行又は自己株式を処分する場合、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。
調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、当該払込期間の最終日）の翌日以降、これを適用する。ただし、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分

前において当社が保有する普通株式の数」、「１株当たり払込金額」は「１株当たり処分金額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、当社普通株式以外の株式の発行もしくは自己株式の処分（当社の株主のみを割当先として行う場合に限る。）又は無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、当社普通株式以外の株式の発行もしくは自己株式の処分（当社の株主のみを割当先として行う場合に限る。）又は無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整する。

3. ① 新株予約権者は、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）において、2017年６月期から2019年６月期の３事業年度におけるいずれかの期のEBITDAが2,000百万円を超過している場合に、本新株予約権を行使することができる。なお、上記の判定に用いるEBITDAとは、営業利益に調整項目（減価償却費、資産除去費用償却費、ソフトウェア償却費、商標権償却費、のれん償却費、研究開発資産償却費、長期前払費用償却費、リース資産償却費、資産除去履行差額、資産除去債務利息費用）の額を加算した金額とし、適用する会計基準の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

② 上記①にかかわらず、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

（ｉ）行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

（ii）当社普通株式につき、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

（iii）当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合。

（iv）当社普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合。

③ 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、この注３において「本新株予約権者」という。）が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。

④ 一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

⑤ 本新株予約権者は、当社取締役会の決議により別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権の行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又はこれらに準じる地位もしくは従業員（契約社員、嘱託社員及びパートタイマーを含むがこれらに限らない。）の地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

⑥ 本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。

（ｉ）本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合

（ⅱ）本新株予約権者が、会社の就業規則により懲戒解雇又は論旨解職の懲戒処分を受けた場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議により判断した場合
（ⅲ）本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競業する行為（当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合
⑦ 本新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議にて別段の決定がなされた場合を除き、以下の区分に従って本新株予約権を行使する場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
（ⅰ）当社の株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日までの間は、本新株予約権を行使することができない。
（ⅱ）当該上場日から起算して３年間は、割当てを受けた本新株予約権の70％に相当する数以下の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。
（ⅲ）当該上場日の３年後の応当日以降は、割当てを受けた本新株予約権のすべてを行使することができる。
ただし、当該上場日以降であって、本新株予約権の行使期間が残り１年未満である場合には、本新株予約権者は、前記（ⅰ）乃至（ⅱ）にかかわらず、その保有する新株予約権のすべてを行使することができる。なお、日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所から上場審査の過程で本号の修正又は廃止が必要な旨の指摘を受けた場合においては、当社は、当社取締役会の決議により本号を修正し又は廃止することができるものとする。
⑧ 前号の規定にかかわらず、本新株予約権者は、インテグラル株式会社、インテグラル２号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund Ⅱ (A)L.P.（以下、この注３において併せて「本組合ら」という。）がある時点において保有する当社株式のすべてを第三者に譲渡する旨の契約が締結され、かつ、当該契約が実行される場合（当社株式に付された担保権の実行として行われる当社株式の全部の譲渡又は処分がなされる場合を含む。以下、この注３において「本エグジット」という。）であって、本組合らから請求があった場合には、当該請求の日から５営業日の間（ただし、本エグジットの実行日までに限る。）は、本新株予約権者は保有する本新株予約権のすべてを行使することができるものとする。

2. 当事業年度中に当社従業員に対して交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第３回新株予約権（2017年９月28日取締役会決議）
新株予約権の数	540個 （注）1
交付人数 当社従業員	 18名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 54,000株 （注）1
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使価額	新株予約権１個につき55,000円 （普通株式１株につき550円） （注）2
新株予約権の行使期間	2019年９月30日から2027年９月28日まで
新株予約権の主な行使条件	（注）3

（注）1. 上記1. 注記1と同じであります。
2. 上記1. 注記2と同じであります。
3. ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、この注３において「本新株予約権者」という。）が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
② 一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。
③ 本新株予約権者は、当社取締役会の決議により別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権の行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又はこれらに準じる地位もしくは従業員（契約社員、嘱託社員及びパートタイマーを含むがこれらに限らない。）の地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
④ 本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。
（ⅰ）本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
（ⅱ）本新株予約権者が、会社の就業規則により懲戒解雇又は論旨解職の懲戒処分を受けた場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議により判断した場合
（ⅲ）本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競業する行為（当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合
⑤ 本新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議にて別段の決定がなされた場合を除き、以下の区分に従って本新株予約権を行使する場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
（ⅰ）当社の株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日から起算して１年間は、本新株予約権を行使することができない。
（ⅱ）当該上場日から１年後の応当日から起算して１年間は、割当てを受けた本新株予約権の25%に

相当する数以下の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。
（ⅲ）当該上場日の２年後の応当日から起算して１年間は、割当てを受けた本新株予約権の50%に相当する数以下の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。
（ⅳ）当該上場日の３年後の応当日から起算して１年間は、割当てを受けた本新株予約権の75%に相当する数以下の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。
（ⅴ）当該上場日の４年後の応当日以降は、割当てを受けた本新株予約権のすべてを行使することができる。
ただし、当該上場日以降であって、本新株予約権の行使期間が残り１年未満である場合には、本新株予約権者は、前記①乃至④にかかわらず、その保有する新株予約権のすべてを行使することができる。なお、日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所から上場審査の過程で本号の修正又は廃止が必要な旨の指摘を受けた場合においては、当社は、当社取締役会の決議により本号を修正し又は廃止することができるものとする。
⑥ 前号の規定にかかわらず、本新株予約権者は、インテグラル株式会社、インテグラル２号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund Ⅱ(A)L.P.（以下、この注３において併せて「本組合ら」という。）がある時点において保有する当社株式のすべてを第三者に譲渡する旨の契約が締結され、かつ、当該契約が実行される場合（当社株式に付された担保権の実行として行われる当社株式の全部の譲渡又は処分がなされる場合を含む。以下、この注３において「本エグジット」という。）であって、本組合らから請求があった場合には、当該請求の日から５営業日の間（ただし、本エグジットの実行日までに限る。）は、本新株予約権者は保有する本新株予約権のすべてを行使することができるものとする。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2018年6月30日現在）

地位及び担当	氏　名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	北野泰男	キュービーネット株式会社 代表取締役社長 QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD. Director CEO QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. Director CEO QB House (Hong Kong) Limited Director CEO 台和捷麗有限公司 董事 QB HOUSE USA INC. Director
常務取締役	入山裕左	キュービーネット株式会社 常務取締役東日本事業本部長
取締役	宮﨑誠	キュービーネット株式会社 取締役西日本事業本部長
取締役管理本部長	松本修	キュービーネット株式会社 取締役管理本部長 QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD. Director QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. Director QB House (Hong Kong) Limited Director QB HOUSE USA INC. Director
取締役	佐山展生	インテグラル株式会社 代表取締役パートナー スカイマーク株式会社 代表取締役会長
取締役	水谷謙作	インテグラル株式会社 取締役パートナー ホリイフードサービス株式会社 代表取締役会長
取締役	大宮立	シティ法律事務所 パートナー 積水ハウス・リート投資法人 監督役員
取締役	菊地唯夫	ロイヤルホールディングス株式会社 代表取締役会長（兼）CEO 株式会社ハブ 取締役
取締役	斎藤敏一	株式会社ルネサンス 代表取締役会長
常勤監査役	細野幸男	キュービーネット株式会社 監査役 セメダイン株式会社 監査役
監査役	石川敏夫	—
監査役	上條謙司	—

（注）1. 取締役 大宮立氏、菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 細野幸男氏及び上條謙司氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役 大宮立氏、菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏並びに監査役 細野幸男氏及び上條謙司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 石川敏夫氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 佐山展生氏、水谷謙作氏、大宮立氏、菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏並びに監査役 細野幸男氏、石川敏夫氏及び上條謙司氏と当社は、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
6. 取締役 大宮立氏は、2017年９月28日開催の第３回定時株主総会終結のときをもって監査役を辞任し、取締役に就任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等

区　　分	支給人数	支　給　額
取　締　役 （うち社外取締役）	７人 （３人）	105百万円 （５百万円）
監　査　役 （うち社外監査役）	４人 （３人）	11百万円 （８百万円）
合　　計	10人	117百万円

（注）1. 取締役の報酬額は、2015年６月１日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております。
2. 監査役の報酬額は、2017年９月28日開催の定時株主総会において、年額20百万円以内と決議しております。
3. 2017年９月28日開催の第３回定時株主総会終結のときをもって監査役を辞任し、取締役に就任した大宮立氏につきましては、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役にそれぞれ区分して上記の総額と員数に含めております。

3. 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

氏　　名	地位	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
大宮　　立	社外取締役	シティ法律事務所 パートナー	取引関係はありません。
菊地　唯夫	社外取締役	ロイヤルホールディングス株式会社 代表取締役会長（兼）CEO	取引関係はありません。
斎藤　敏一	社外取締役	株式会社ルネサンス 代表取締役会長	取引関係はありません。

② 他の法人等の社外役員との兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏　名	地位	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
細野　幸男	社外監査役	セメダイン株式会社 監査役	取引関係はありません。

③ 当期における主な活動状況

（イ）取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区　分	氏　名	取締役会への出席状況（出席率）	監査役会への出席状況（出席率）	主な活動状況
取締役	大　宮　　立	17回／18回中（94.4%）	5回／5回中（100%）	弁護士としての豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から、必要な発言を行っています。
取締役	菊　地　唯　夫	7回／7回中（100%）	—	経営者としての豊富な知識と経験に基づき、当社の経営全般に必要な発言を行っています。
取締役	斎　藤　敏　一	7回／7回中（100%）	—	経営者としての豊富な知識と経験に基づき、当社の経営全般に必要な発言を行っています。
常勤監査役	細　野　幸　男	18回／18回中（100%）	17回／17回中（100%）	他社の監査役として培われた豊富な知識と経験に基づき、必要な発言を行っています。
監査役	上　條　謙　司	15回／15回中（100%）	12回／12回中（100%）	他社の監査役として培われた豊富な知識と経験に基づき、必要な発言を行っています。

（注）1. 取締役 大宮立氏は、2017年9月28日開催の第3回定時株主総会終結のときをもって監査役を辞任し、取締役に就任したため、同日以降の監査役会には出席しておりません。
2. 取締役 菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏は、2017年12月14日開催の臨時株主総会で取締役に就任してからの出席回数であります。
3. 監査役 上條謙司氏は、2017年9月28日開催の第3回定時株主総会で監査役に就任してからの出席回数であります。

（ロ）当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

1. 名称

新日本有限責任監査法人

（注）新日本有限責任監査法人は、2018年７月１日をもってEY新日本有限責任監査法人へ名称変更しております。

2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

（注）1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当社の監査役会は、過年度の監査時間及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の連結子会社の一部は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst&Youngのメンバーファームによる監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、コンフォートレターの作成であります。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の品質管理、適格性及び独立性等を害する事由等の発生により適切な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役職員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

剰余金の配当を行う場合は、年１回の期末配当を基本としており、期末配当の決定機関は、株主総会であります。また、当社は機動的な配当対応を可能とするため、会社法第454条第５項に規定する中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

連結財政状態計算書

（2018年６月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		**【負債の部】**	
流動資産	**3,387**	**流動負債**	**2,848**
現金及び現金同等物	2,018	営業債務及びその他の債務	344
営業債権及びその他の債権	1,082	借入金	762
棚卸資産	94	未払法人所得税等	297
その他の流動資産	192	その他の金融負債	325
非流動資産	**20,167**	その他の流動負債	1,118
有形固定資産	2,355	**非流動負債**	**12,010**
のれん	15,430	借入金	11,226
無形資産	167	その他の金融負債	426
その他の金融資産	1,688	繰延税金負債	17
繰延税金資産	419	引当金	326
その他の非流動資産	106	その他の非流動負債	12
		負債合計	**14,859**
		【資本の部】	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	**8,695**
		資本金	1,103
		資本剰余金	5,103
		利益剰余金	2,538
		その他の資本の構成要素	△49
		資本合計	**8,695**
資産合計	**23,555**	**負債・資本合計**	**23,555**

（注） 記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

連結損益計算書

（2017年７月１日から
2018年６月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上収益	19,287
売上原価	△15,039
売上総利益	4,248
その他の営業収益	23
販売費及び一般管理費	△2,577
その他の営業費用	△53
営業利益	1,641
金融収益	13
金融費用	△94
税引前利益	1,560
法人所得税費用	△518
当期利益	1,041
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,041
当期利益	1,041

（注） 記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

貸借対照表

（2018年６月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		**【負債の部】**	
流動資産	**987**	**流動負債**	**234**
現金及び預金	387	未払金	19
未収入金	583	未払費用	84
その他	16	未払法人税等	29
固定資産	**4,769**	預り金	98
投資その他の資産	**4,769**	その他	3
関係会社株式	4,732	**負債合計**	**234**
その他	36	**【純資産の部】**	
		株主資本	**5,437**
		資本金	1,103
		資本剰余金	5,103
		資本準備金	3,141
		その他資本剰余金	1,961
		利益剰余金	△769
		その他利益剰余金	△769
		繰越利益剰余金	△769
		新株予約権	**85**
		純資産合計	**5,523**
資産合計	**5,757**	**負債・純資産合計**	**5,757**

（注） 記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

損 益 計 算 書

（2017年７月１日から
2018年６月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**727**
営業費用	**354**
営業利益	**372**
営業外収益	**4**
営業外費用	**1**
経常利益	**375**
税引前当期純利益	**375**
法人税、住民税及び事業税	21
法人税等調整額	△4
当期純利益	**358**

（注） 記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2018年８月14日

キュービーネットホールディングス株式会社
　取 締 役 会　　御　中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸　洋平	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡辺力夫	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、キュービーネットホールディングス株式会社の2017年７月１日から2018年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、キュービーネットホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2018年８月14日

キュービーネットホールディングス株式会社
　取 締 役 会　　御　中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	岸　洋平	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	渡辺力夫	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、キュービーネットホールディングス株式会社の2017年７月１日から2018年６月30日までの第４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年７月１日から2018年６月30日までの第４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第１項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果
（1）事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
（3）連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年８月22日

キュービーネットホールディングス株式会社　監査役会
常勤監査役（社外監査役）　細　野　幸　男　㊞
監査役　石　川　敏　夫　㊞
社外監査役　上　條　謙　司　㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、その他資本剰余金を原資として、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき　18円 配当総額　223,056,000円
剰余金の配当が効力を生じる日	2018年９月27日（木曜日）

第２号議案　取締役７名選任の件

現任の取締役全員（９名）は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、社外取締役３名を含む取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	属性
1	北野　泰男	代表取締役社長	再任
2	入山　裕左	常務取締役	再任
3	宮﨑　誠	取締役	再任
4	松本　修	取締役管理本部長	再任
5	大宮　立	取締役	再任　社外
6	菊地　唯夫	取締役	再任　社外
7	斎藤　敏一	取締役	再任　社外

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	北野 泰男（きたの やすお） （1969年6月26日）	2005年2月　キュービーネット株式会社 入社 2005年9月　同社 取締役経営企画室長 2006年3月　同社 取締役管理本部長 2008年9月　同社 専務取締役経営企画室長兼管理本部長 2009年10月　同社 代表取締役社長（現任） QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD. Director CEO（現任） QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. Director CEO（現任） 2011年6月　QB House (Hong Kong) Limited Director CEO（現任） 2012年2月　台和捷麗有限公司 董事（現任） 2016年9月　当社 代表取締役社長（現任） QB HOUSE USA INC. Director（現任）	392,000株
		（取締役候補者とする理由） 当社及びキュービーネット株式会社の代表取締役社長を務めており、ヘアカット事業の豊富な知識と経験を有しております。当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。	
2	入山 裕左（いりやま ゆうすけ） （1974年12月12日）	2003年1月　キュービーネット株式会社 入社 2004年9月　同社 取締役開発事業部長 2006年3月　同社 常務取締役開発事業部長 2013年12月　同社 常務取締役営業本部長 2015年7月　同社 常務取締役東日本事業本部長（現任） 2016年9月　当社 常務取締役（現任）	42,000株
		（取締役候補者とする理由） キュービーネット株式会社の東日本エリアの責任者を務めており、ヘアカット事業の豊富な知識と経験を有しております。当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	宮﨑（みやざき） 誠（まこと） (1968年12月17日)	2001年１月　キュービーネット株式会社 入社 2004年５月　同社 取締役営業本部長 2013年12月　同社 取締役店舗運営本部長 2015年７月　同社 取締役西日本事業本部長（現任） 2016年９月　当社 取締役（現任）	28,000株
		（取締役候補者とする理由） キュービーネット株式会社の西日本エリアの責任者を務めており、ヘアカット事業の豊富な知識と経験を有しております。当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。	
4	松本（まつもと） 修（おさむ） (1971年７月14日)	2004年１月　キュービーネット株式会社 入社 2013年９月　QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD. Director（現任） QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. Director（現任） QB House (Hong Kong) Limited Director（現任） 2013年12月　キュービーネット株式会社　取締役管理本部長（現任） 2016年９月　当社 取締役管理本部長（現任） QB HOUSE USA INC. Director（現任）	84,000株
		（取締役候補者とする理由） 当社及びキュービーネット株式会社の管理部門の責任者を務めており、ヘアカット事業の豊富な知識と経験を有しております。当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	大宮 立（おおみや たつし） （1973年９月14日）	1998年４月　株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行 2002年４月　最高裁判所司法研修所 入所 2003年10月　東京弁護士会 登録 森・濱田松本法律事務所 入所 2012年７月　シティ法律事務所 パートナー（現任） 2013年12月　キュービーネット株式会社 監査役 2014年９月　積水ハウス・リート投資法人 監督役員（現任） 2015年６月　当社 監査役 2017年９月　当社 取締役（現任）	—
		（社外取締役候補者とする理由） シティ法律事務所のパートナーを務めており、弁護士としての豊富な知識と経験を有しております。専門的な見地から経営に対する監督を適切に行っていることから、コーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。	
6	菊地 唯夫（きくち ただお） （1965年12月４日）	1988年４月　株式会社日本債券信用銀行（現 株式会社あおぞら銀行） 入行 2000年２月　ドイツ証券会社東京支店 入社 2004年４月　ロイヤル株式会社（現 ロイヤルホールディングス株式会社） 入社 2010年３月　同社 代表取締役社長 2010年５月　株式会社ハブ 取締役（現任） 2016年３月　ロイヤルホールディングス株式会社 代表取締役会長（兼）CEO（現任） 2018年２月　当社 取締役（現任）	—
		（社外取締役候補者とする理由） ロイヤルホールディングス株式会社の代表取締役会長（兼）CEOを務めており、経営者としての豊富な知識と経験を有しております。当社の経営全般への助言や経営に対する監督を適切に行っていることから、コーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	斎藤（さいとう） 敏一（としかず） （1944年６月18日）	1967年４月　大日本インキ化学工業株式会社（現 DIC株式会社）入社 1986年６月　株式会社ルネサンス 取締役 1992年６月　同社 代表取締役社長 2011年４月　同社 代表取締役会長（現任） 2018年２月　当社 取締役（現任）	4,500株
		（社外取締役候補者とする理由） 株式会社ルネサンスの代表取締役会長を務めており、経営者としての豊富な知識と経験を有しております。当社の経営全般への助言や経営に対する監督を適切に行っていることから、コーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。	

（注）1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大宮立氏、菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏については社外取締役候補者であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 社外取締役候補者である大宮立氏、菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏の選任が承認された場合、当社との間で会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任の限度額を、法令の定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を継続する予定であります。
4. 大宮立氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年となり、菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって７ヶ月であります。

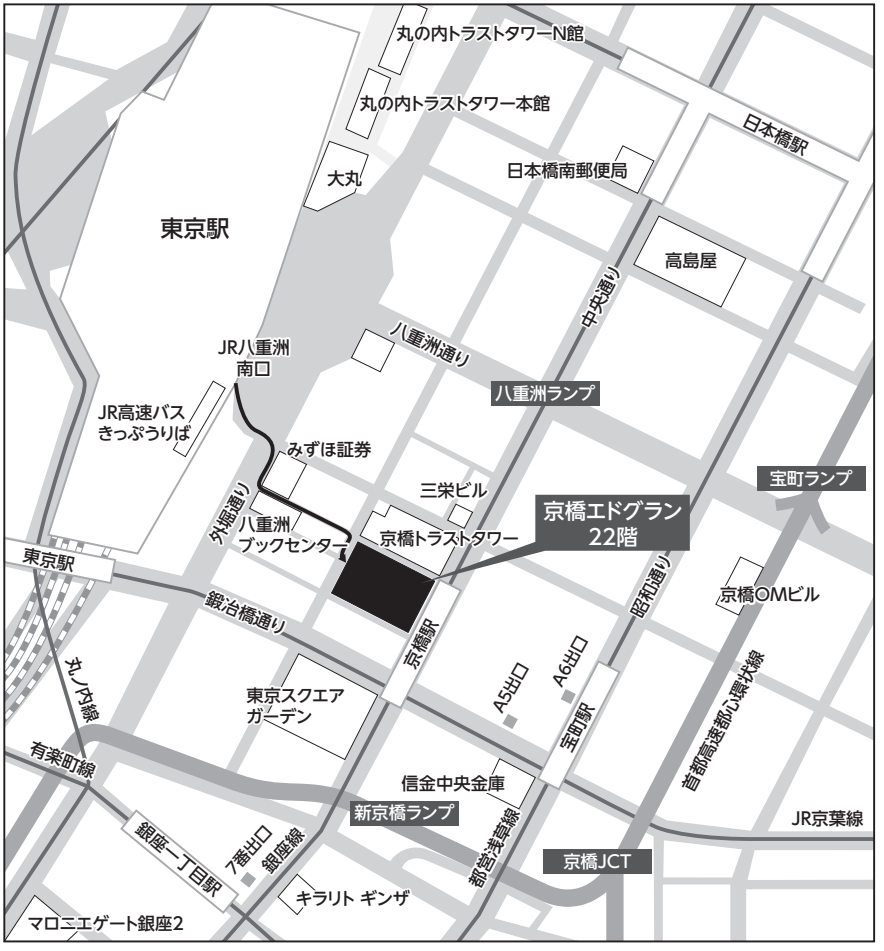
以上

〈メ　モ　欄〉

株主総会 会場ご案内図

会　場

京橋エドグラン22階
TKPガーデンシティ PREMIUM京橋　ホール22A
東京都中央区京橋2-2-1



■交通のご案内

東京メトロ銀座線
京橋駅
8番出口 直結

東京メトロ有楽町線
銀座一丁目駅
7番出口 徒歩5分

東京メトロ丸ノ内線
東京駅
八重洲南口 徒歩5分

JR
東京駅
八重洲南口 徒歩5分

都営浅草線
宝町駅
A5/A6出口 徒歩3分

※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。
※当日ご出席の株主様への粗品のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。